

第8回熊本市・城南町合併協議会会議録

日時 平成22年2月19日(金) 午前9時30分～

会場 熊本全日空ホテル ニュースカイ 「玉樹」

開会時間 9時30分

閉会時間 10時20分

○ 出席委員等(27名)

会長 幸山政史

副会長 八幡紀雄

委員 西島喜義 園田正直 竹原孝行

江藤正行 上村恵一 戸内敏

大寫澄雄 前田勝 村田政時

植村米子 松村造酒夫 森日出輝

永島賢治 濱崎哲弥 栄田真一

東家武子 山下孝司 中島健士

村上征吾 中山亘 中沢洋子

松岡鶴男 岩下盛起 檜木野史貴

檜山隆昭

○ 欠席委員等(1名)

石坂敏明

○ 幹事(4名)

寺本敬司 續 幸弘

光永雅博 寺本義勝

司会

それでは、定刻になりましたので、第8回熊本市・城南町合併協議会を始めさせていただきます。皆様方には御多忙の中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

ここで、本日配付いたしております資料の確認をさせていただきます。御手元に1枚もので「会次第」、「席次表及び出席者名簿」、それから冊子で「第8回合併協議会資料」以上3種類の資料を用意いたしております。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

御確認ありがとうございました。

それでは、御手元に配付いたしております「会次第」に従いまして進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、本協議会会長であります幸山熊本市長が御挨拶を申し上げます。

幸山 政史 熊本市長

皆さん、おはようございます。それでは、第8回目を数えることとなりました熊本市・城南町合併協議会の開催にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

まずは本日委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にも関りませず、また早い時間にも関りませず、御出席を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

また、私ども熊本市と城南町さんとの合併に対しまして、皆様方の多大なる御理解と御協力をいただきましてまいりましたことに対しまして、改めまして衷心より深く感謝御礼申し上げます。大変御世話になりました。ありがとうございました。

おかげを持ちまして、来月23日、残すところ、後32日となったところでありますけれども、いよいよ秒読み段階に入ったことになりました。現在、最終の詰めをこの皆様で協議をいただきました「新市基本計画」、あるいは協議の調整方針等を踏まえまして、最終的な詰めをさせていただいているところでありますけれども、いろんな紆余曲折を経まして、あるいは合併に対しまして賛否両論、様々飛び交います中で、こうした方向性を打ち出していただいたわけでございますから、これまでいただきました様々な御意見というものもしっかりと受け止めさせていただきまして、合併してよかったと感じていただけるように、万全の体制の中で新市としてスタートを切らせていただきたいと思いますので、今後とも委員の皆様方の御理解と御協力を何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

今回の合併の準備に留まることなく、政令指定都市への移行につきましても、現在併行しまして、準備を進めさせていただいているところでございます。区割りあるいは、区役所の位置の問題でございますとか、これは審議会の中で検討させていただいている状況でもございますし、あるいは県からの権限移譲のことにつきましても、県との協議を設けまして現在それぞれの部門におきまして、精力的に協議を進めさせていただいているという状

況でございます。2012年、平成24年4月1日、政令指定都市移行を目指しまして、着実に準備を進めていかなければならないと考えております。

よく申し上げることでございますけれども、3月23日、今年の春にはいよいよ新市として約73万人の市としてスタートを切らしていただくということになります。更には、それから1年後、平成23年の春には九州新幹線がいよいよ熊本にもやってくるということになります。さらにはその1年後でございますけれども、平成24年の4月には政令指定都市への移行ということで、現在、本市を取り巻きます環境、あるいは全国的にも大変な不況と言われている状況ではございますけれども、この合併や新幹線、政令指定都市への移行というものを、ホップ・ステップ・ジャンプではございませんけれども、確実に熊本の更なる発展に繋げていかなければならないというふうに思いますし、不透明な時代ではございますけれども、熊本の未来というものを確かなものにしなければならない。そのような思いを新たにしているところでございます。

そういう意味におきましても、先鞭を付けていただきました皆様方の御理解と御協力というものが、大変大きかったということを改めて感じましたときに、改めまして皆様方に対しまして、心から感謝の言葉を申し上げる次第でございます。

いよいよ本日の会議の中で議案として、協議会の解散という議案も提案させていただくことになるわけございまして、この組織自体は終焉を迎えようとしているわけでございますけれども、3月23日が新たな第一歩を切るスタートの日でもございまして、繰り返しになりますけれども、この協議会が終了したとはいえ、委員の皆様方に置かれましては、今後とも新市の発展に向けまして、更なる御理解、御指導をいただきますように、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に改めまして、これまでの皆様方の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げ、そして本日の御出席に対しまして、重ねて御礼を申し上げまして、冒頭にあたりましての私からの御挨拶に代えさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会

続きまして、次第3「委員紹介」でございます。御名前をお呼びいたしますので、御起立のうえ、一言、御言葉を願います。

城南町教育長の交代に伴いまして、新たに委員となられました城南町教育長の園田正直様でございます。

園田様よろしく願います。

園田 正直 城南町教育長

城南町教育委員会教育長の園田です。昨年7月に就任いたしました。今回、第8回の最終日の熊本市・城南町合併協議会に参加いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

それでは、これより次第4「議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項により、「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、これより先の進行を幸山会長にお願いいたします。

幸山会長

規約に従いまして、私で議事進行を務めさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、「委員の出席数について」でございますが、本日は、城南町の石坂委員さんから欠席の報告を受けております。他の委員につきましては、全員御出席いただいておりますので、協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことを、御報告申し上げます。

続きまして、会議録署名委員の指名を行わせていただきます。会議録署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規程第8条第2項の規定により、「議長が指名すること」となっておりますので、私から指名をさせていただきます。本日は、熊本市から永島委員さん、城南町から東家委員さん、お2人をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。最初に「報告」でございます。まずは「経過報告」につきましては、事務局からの報告をお願いいたします。

事務局

本日の資料の合併協議会の資料に沿って説明をさせていただきたいと思っております。

1頁をお開きいただきたいと思います。「報告」でございます。3頁をお開きいただきたいと思います。合併協議会の経緯の概要でございます。1番上から平成20年10月2日に熊本市・城南町合併協議会を設置、県へ届出をしております。そして、10月31日に第1回の協議会を開催し、平成21年5月22日第7回熊本市・城南町合併協議会を開催し、26項目、128議案につきまして協議が整ったところでございます。6月12日熊本市議会の冒頭にあたりまして自民党市議団等4会派から御提案をいただきました、城南・植木2町との合併協議会の承認事項の新市基本計画の実現を求める決議を賛成多数で可決をいただいたところでございます。その後6月15日に新市基本計画を県知事へ提出しております。その後6月28日に城南町で熊本市と合併することについて、賛否を問う住民投票が実施されております。その結果、賛成6,782票、反対5,844票で合併賛成が過半数を占めたところでございます。7月10日に城南町議会臨時議会におきまして、廃置分合関連議案が可決をされております。そして7月13日に熊本市議会の臨時議会におきまして、城南町、植木町との廃置分合関連議案が可決をされております。そして、17日、県知事への廃置分合及び合併特例区設置許可申請書の提出をしております。そし

て、9月14日県議会において、廃置分合議案が可決、県知事によります廃置分合の決定、合併特例区設置の認可が行われております。10月16日、総務大臣による廃置分合の告示が行われたところでございます。

平成22年でございますが、3月22日に合併協議会の廃止を予定しております。3月23日新市の誕生。当日に合併記念式典の開催を予定をさせていただいているところでございます。

次に5頁をお開きいただきたいと思いますが、参考資料でございますが、廃置分合の知事の決定書でございます。6頁でございますが、合併特例区設置の知事の認可でございます。7頁が総務省によります廃置分合の告示でございます。

以上、報告でございます。

幸山会長

ただいま事務局から「経過報告」につきまして説明を行いました。何か御質問等ありますでしょうか。特にございませんでしょうか。

ない、との意思表示あり。

幸山会長

それでは、ないようでございますので「報告」につきましては終らせていただきます。

「議案」に移らせていただきます。議案第11号「熊本市・城南町合併協議会の廃止について」につきまして、御審議をお願いしたいと思います。それでは、事務局からの説明をお願いします。

事務局

11頁をお開きいただきたいと思いますが。議案第11号「熊本市・城南町合併協議会の廃止について」。地方自治法第252条の2第1項及び第252条の6の規定により、熊本市・城南町合併協議会を平成22年3月22日限りで廃止するものでございます。

13頁をお開きいただきたいと思いますが。参考資料でございますが、廃止までの手続きでございます。本日、協議会において廃止について御決定いただきました後は、(1)両議会において、廃止議案の議決。(2)廃止に関する協議書の締結。市長と町長によります締結でございます。(3)熊本市・城南町におきまして告示が行われます。(4)県知事への届出ということで、手続きは終るということでございます。

14、15頁でございますが、諸様式について例を記載しているところでございます。

以上でございます。

幸山会長

それでは、ただ今事務局から議案第11号につきまして説明がありましたけれども、御意見、御質問があればお願いいたします。特にございませんでしょうか。

なし、との返答あり

幸山会長

それでは、ないようでありますなら、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

了承の意思表示あり

幸山会長

ありがとうございます。議案第11号につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして、次に「その他」でございますが、いくつかございますが、まずは事務局から「熊本市優待証（さくらカード）」につきましての説明をお願いします。

事務局

熊本市の地域保健福祉課でございます。資料の18、19頁をお願いいたします。

熊本市優待証、通称さくらカードの利用方法について御説明させていただきます。19頁に利用方法が記載しておりますが、(1)現在の城南町でお乗りになられて、この例では嘉島町のイオンモールで降りられるという場合がございます。この場合は、市内区間の城南町のバス停から、現在の城南町の最終停留所の千町、ここまでをさくらカードの適用として、お出かけ乗車券が御利用できます。それから、嘉島町に入りますと市外になりますので、この場合は改めまして通常料金、あるいはto熊カードでお支払いをいただくという形になっております。

(2)この場合の例で言いますと、具体的に嘉島町のイオンモール熊本で乗られて、城南町に戻ってこられるという例が記載してございますが、この場合も同じく逆のパターンでございまして、最初の城南町の停留所千町までは通常料金をお支払いいただくか、to熊カードを利用していただく。それから、その時点で改めて城南町が熊本市に入りますので、さくらカードをそこで御利用いただいて、割引の適用ができるというものでございます。これは、熊本市から菊陽町へ行き来する場合、あるいは益城町へ行き来する場合と同じ取扱いとさせていただきます。

(3)熊本市内から、例えば城南町から交通センター、市内から城南町に直接、途中で降りられずにバスに乗り続けられる場合につきましては、熊本市から熊本市へという移動と考えまして、そのままさくらカード、お出かけ乗車券を利用できるという形で考えさせ

ていただきます。

説明、簡単でございますが、以上でございます。

幸山会長

ただいま事務局から説明がありました熊本市優待証について、合併協議会の協議結果では、熊本市優待証につきましては、「新市の事業として継続し、利用方法については今後関係機関と協議調整を行う」という調整方針でございまして、それに基づいてバス会社等と協議を行いました結果、このような利用方法になったということで、一番懸念されておられましたのは（３）で市外に出るときに、１つ１つ手続きをしなければならなくなるのではないかと。こういう懸念が大変強かったのではないかと感じておりますけれども、バス会社さんの協力もいただきまして、こうした形で途中で手続きすることなく、乗車していただくことが出来るということになったようでございます。

このことにつきまして、何か御意見、御質問がございますならお願いいたします。

特によろしいでしょうか。ございませんでしょうか。

ない、との意思表示あり

幸山会長

ないようでございますので、次に移らせていただきます。次は、集落内開発制度についてでございます。担当課から説明をお願いします。

事務局

都市計画課の永目と申します。よろしく願い申し上げます。２１頁の参考資料を使いまして、市街化調整区域における集落内開発制度につきまして、御説明申し上げます。

最初の段落でございますように、熊本市では都市計画法に基づき、開発許可の基準等に関する条例を、先の１２月議会で一部改正をさせていただいております。集落内開発制度につきましては、平成２２年４月１日から実施することとしております。

熊本市都市計画区域外になります富合地区、植木町、城南町につきましては、都市計画法に基づき市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引きが政令指定都市移行後に導入されることとなります。これは、県の都市計画決定事項でございますが、本市としましては、この県の区域区分の指定に合わせて、集落内開発制度の区域区分を行うものと考えております。

制度の目的でございます。集落の生活環境の向上やコミュニティの維持・活性化を図るため、集落内開発制度により定住促進などのための土地利用を誘導するということでございます。

制度の内容でございます。（１）区域指定方針でございます。下の絵をご覧いただきたい

と思います。建築物の敷地面積につきましては、国の通達では原則として50m程度となっておりますが、運用上の曖昧さを防ぎますことから、本市では60mということで、設定をさせていただいております。資料に色が付いておりませんので、分かり難いかもしれませんが、少し太い線が区域指定のラインでございます。下に凡例がございます。少し細かい線が60mで連たんする集落のラインということになっております。この細かい線でございますが5つほどの建築物を囲んでございます。これが60mで連たんする集落のラインといたしますと、線の外側にある一番近い道路ですとか、河川、水路、これを地形地物と条例では呼んでますが、この地形地物で区分するとしてしております。地形地物に接していながら、一戸あるという部分の建築物の敷地についても、区域に含むこととしております。

次の頁の‘ア’でございます。該当集落の60m以内で、連たんする建築物の数についてでございますが、都市計画法では概ね50以上の建築物としておりまして、同様に曖昧さを防ぐ意味から、条例では40以上の建築物と規定をさせていただいております。なお、災害の恐れのある傾斜地ですとか、農地転用のできない優良農地は区域から除外をいたします。

‘イ’でございます。近接する集落と集落の連たんについてでございます。建築物が40未満であっても、10以上の建築物が連たんした集落が、主要な道路、生活道路ですとか、そういったものを共有し150m以内で隣接する場合、区域に指定をさせていただくとしております。

‘ウ’でございます。市街化区域に隣接した20以上の集落について、市街化区域と合わせて、40以上の集落区域として指定をするものがございます。その他幅員4m以上の道路、排水施設、給水施設等、基礎的インフラが区域内に適切に配置されていること等も要件としております。

(2) 指定区域において、建築可能となる用途についてでございます。(1) 戸建住宅、分譲住宅も可能になります。(2) 城南町で大変要望が強かったと思っておりますが、共同住宅。1戸の床面積50㎡以上が可能となっております。(3) 店舗と住宅の併用建築物及び(4) 日用品の販売店舗、このようなものが可能となっております。

真ん中の絵が書いてある列に、各建築物におきまして、敷地面積が500㎡以下としておりますのは、農地法上の、農地転用の面積制限がございまして、これは500㎡となっております。これに準じたものがございます。また、建築物の建ぺい率、容積率、いろいろ要件が書き込んでございます。いずれも開発許可申請の手引きですとか、法令等に照らして設定をいたしました要件でございます。

以上でございますが、本市では例えば県が概ね50mとしている連たん要件を、60mにするということすとか、対象集落の連たん戸数については、県が概ね50以上のものを40以上にすとか、県の要件にございませんでした共通の道路を共有する小集落の連たん集落の取扱いですとか、区域内の道路要件につきましては、県が幅員6mということ

を原則としているものに対して4mで取り扱うとか、ファミリー向けの共同住宅を供用するですか、この法定協で御議論、御要望がございました緩和策につきましては、法令等の範囲内で、できるだけ講じたと考えております。

とは申しますが、制度内容につきましては、城南町住民の皆様方には御説明いたしておりませんので、新年度になりまして、城南町あるいは植木町につきましては、集落の状況等、調査をいたしたいと考えております。その前には地域説明会を開催し、本制度の御理解を賜りますとともに、地域の声を十分伺ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

幸山会長

ただいま、集落内開発制度についての説明がございました。このことの調整方針につきましては、線引きについては、合併後に政令指定都市となる場合に行い、同時に集落内開発制度の適用を行うということになっておりまして、この制度につきましては、昨年の12月議会におきまして議決をさせていただき、いよいよ4月1日から実施をしようというものでございまして、その説明をさせていただいたところでございます。

何か御意見、御質問等がございますなら、お願い申し上げます。

ない、との意思表示あり

幸山会長

よろしいでしょうか。御意見、御質問等がないようでございますので、次に移らせていただきます。

「城南町合併特例区について」及び「城南総合支所、城南町合併特例区等の組織体制について」。以上につきましては、2項目につきましては、関連がございますので一括して説明をお願いしたいと思います。

事務局

24頁をお開きいただきたいと思います。城南町合併特例区でございます。一部変更しております。一番下の処理する事務の(3)でございます。地域教育支援事業でございますが、その中で教育支援事業、火の君教育研究所事業、英語指導助手事業がございますが、3件につきましては、教育委員会で直接実施した方が、教育効果も期待されるということで、この事業は教育委員会の事務とさせていただきたいと思っております。

25頁でございますけれども、総合支所の組織でございます。ここにつきましては、前回は富合総合支所の例を出しておりましたけれども、今回決まりまして、城南総合支所、富合と組織としては一緒でございます。特例区につきましては、総合支所の職員が兼務をするということで、このようにしております。その他に、城南町農業委員会が設置されま

す。それから、上下水道局については、城南営業所、教育委員会につきましては、学校教育
部についてのみ城南の分室を設けることとしております。生涯学習部の文化財課につ
きましては、文化財の発掘調査等がございますので、城南出張所を設けまして、その職員は
直接城南に行って、調査をするということで、このような組織とさせていただいておりま
す。

以上でございます。

幸山会長

ただいま、事務局から説明がありました「合併特例区について」、あるいは「総合支所、
合併特例区等の組織体制について」につきまして、何か御質問等があればお願いいたしま
す。一部、特例区の事業につきまして、教育委員会で行っていただくということで、変更
等もあるようでございますけれども、基本的に変わるものではございませんが、特にござ
いませんでしょうか。

ない、との意思表示あり

幸山会長

ないようでございますので、事務局の説明につきましては終らせていただきますが、他
に委員の皆様方から何かございますでしょうか。お知らせや報告、あるいは全体を通しま
して、御意見、御質問等何でも結構でございますが、いかがでございますか。

松岡委員さん、どうぞ。

松岡委員

今日の議題と直接関係のないところだと思いますが、今、熊本市で公共施設の駐車場の
有料化について議論が出ていたと思います。城南町に対しても、公共施設の駐車場の有料
化を、今後どのようにお考えなのか、将来的に有料化されていくのか。

特に要望が出ているのが、総合支所になる昔の城南町の役場ですよね。それから教育関
係ですよね。有料化は住民サービスが低下する恐れがあるので、特に教育関係の方々から
は、先生方の教育実践に大きな影響をきたすということで、いろんな要望が出ているか
と思っておりますが、これをどういうふうにお考えなのかお願いしたいと思っております。

幸山会長

現在の検討状況についてお願いします。

事務局

熊本市の行政経営課でございます。今、御指摘がございましたのは、熊本市の職員が市

の施設に駐車をする場合に、駐車場として使用する場合に、現在無料で駐車をしておりま
すけれども、それに一定の使用料というか形で、徴収をしてはどうかということで、検討
しているところでございます。

現在は検討の途中でございます。料金の額あるいは一部特別な事情がある場合は、一
定の条件をして、減免をする等の検討もございますので、そういったことの検討を進めて
いるところでございまして、城南町さんについても、庁舎あるいは学校がございまして、
そういったことも合わせまして、今後検討していくということで、現在、結論を得ている
ものではございません。

幸山会長

よろしいでしょうか。

松岡委員

了承の意思表示あり。

幸山会長

他にありますなら、お願いいたします。よろしいでしょうか。他、ないようございま
すなら、以上をもちまして、議事を終了させていただきたいと存じます。

冒頭の御挨拶の中でも申し上げましたように、合併協議会におきましては、ただ今御議
決もいただきましたので、3月22日付けをもちまして解散ということになります。協
議会の開催につきましては、今回をもちまして終了ということになるかと考えておりま
す。

委員の皆様方には、一昨年10月31日に第1回協議会を開催して以来、本日まで1
年4ヶ月にわたり、そして、委員の皆様方のほとんどが前段階の任意協議会の中でも御協
力をいただいたと考えましたときに、改めて長年にわたりましての、御理解と御協力
に対しまして、心から感謝申し上げたいと存じます。

3月23日に、いよいよ新市として誕生するわけでございますけれども、今後とも皆様
方の御協力を何とぞよろしくお願い申し上げたいと存じます。改めて、皆様方に心から御
礼を申し上げまして、今日の議事につきまして終了とさせていただきます。大変お世話に
なりました。ありがとうございました。

司会

最後に閉会の言葉を、本協議会副会長であります八幡城南町長が申し上げます。

八幡 紀雄 城南町長

閉会の御挨拶を申し上げたいと思いますが、今、幸山市長さんから閉会のお礼の言葉も

ございまして、同じような内容になりますが、一昨年、平成20年10月に熊本市さんと城南町の合併協議会の設置をいたしまして、それから昨年の5月22日の第7回協議会を数えまして、その間、多くの事項にあたって皆様方に協議をいただきました。

その前段では、任意協議会も一通りやっておりましたので、ある程度の道筋は出来ているようございまして、それに対しましても、大変多くの事務の打ち合わせにつきまして、皆様方に大変お世話になりました。

その後、私どもの町におきまして、この法定協議会の内容につきまして、住民の方々に説明会をいたしまして、その上で6月28日に住民投票。これが、実質的に町民の皆様方の合併についての意思表示ということで、幸いに賛成多数ということで、御理解をいただきました。それを受けまして、議会でも廃置分合の議決をいただき、また熊本市議会でも同様な御決定をいただいて、正式に決定をしたわけでございます。

いよいよ3月23日に向けまして、準備を進めておりますが、後1月そこそことなりました。スムーズな円滑な合併が出来ますように、皆様方とともに私どももしっかり住民の皆様方に合併が支障なく行われますように、この後も頑張ってまいりたいと思います。

この間、熊本市さんには私どもといたしましても、大変、いろいろお願いいたしまして、熊本市さんもその点は、いろいろ無理なこともあったかと思いますが、快く受けていただきまして、またこの後、まちづくりに大変なる御支援をいただくこととなりますが、私どもといたしましては、この後、立派なまちづくりをいたしまして、熊本市の発展に、今後寄与できる貢献できる町になれるものと思っております。

また、いろいろお世話になりますが、よろしく願いいたします。

以上を持ちまして、第8回の最終回となりますが、熊本市・城南町合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

司会

それでは、これをもちまして第8回熊本市・城南町合併協議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。

午前10時20分終了

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 年 月 日

署名委員

署名委員